

先行きの見えない物価高 今すぐ、消費税減税5%

3. 13重税反対全国統一行動八幡戸畑地区実行委員会は、定例の消費税引き下げ街頭宣伝行動を八幡駅前で行い、八幡・八幡西民商の役員・事務局の9人が参加しました。

小雨が降る中、幟を立て「消費税5%」「インボイス廃止」のプラカードを手に持ちながら、チラシ約50枚を配りました。消費税引き下げに「賛成」「反対」のシールアンケートも呼び掛け、「賛成」7票「反対」0票「どちらでもない」1票でした。

八幡民商の末永事務局長は、「物価高が続いて商売が大変。消費税減税！インボイスは今



シールアンケートの呼びかけに反応



消費税引き下げ街頭宣伝に参加した事務局と役員ら

すぐ廃止に！」「消費税に代わる税源はありません。税制の不公平を正せば社会保障を拡充できます」と訴えました。

多くの若者が消費税引き下げに賛同し、「物価高い！」「たばこ税も上がった！」と話し、「どうにかして下さい。応援しています」と声を掛けてくれました。一人はずっと考え迷い、「賛成」に近い真ん中に1票を投じました。

今年4月の飲食料品値上げは、合計2798品目となりました。値上げ要因では、特に原材料などモノ由来の値上げが多く占めました。円安・原油高・エネルギーなどのコスト増が長期的・複合的に発生すると、年後半にかけて値上げラッシュが再燃する可能性があります。また、米国とイスラエルによるイランへの攻撃で急激に高まった中東地域の地政学的リスク、ホ

お知らせ

《無料法律相談》
5月13日(水) 18:30~
※事前にご連絡ください。
《記帳相談会》
5月18日(月) 13:30~
19日(火) 13:30~
5/1~6まで休みます。
民商事務所 ☎ 641-2417



今週の お花



近所に咲くマツバウンラン。花言葉は、「輝き」「喜び」です。松葉海蘭という名前の由来は、葉が松葉のように細く、花がウンラン(Linaria japonica)に似ていることにちなみます。名前に蘭とありますが、蘭の仲間ではありません。

ルムズ海峡の混乱による原油供給の不安・価格上昇など、食料品の値上げ動向にとって無視できないリスクが再び顕在化しています。既にプラスチックフィルムやPET原料などに使用される石油由来の樹脂素材ではコスト上昇圧力が高まっているほか、今夏以降の上昇が見込まれる電力・燃料コスト、食用油でみられる世界的な需給の逼迫にともなう価格上昇といった懸念材料も多いです。今こそ、「消費税減税」「インボイス廃止」と一緒に声をあげましょう。

4月	行事・会議など日程	支部・専門部など
27月		
28火		月末集金
29水	昭和の日	
30木	法人集団申告 11:00~	月末集金
5月	行事・会議など日程	支部・専門部など
1金	メーデー (民商事務所閉めます)	
2土		
3日	憲法記念の日	
4月	みどりの日	
5火	こどもの日	
6水	振替休日	
7木		
8金	常任理事会 19:00~	
9土		
10日		
11月	陣原支部役員会 18:00~/三ヶ森支部役員会 18:30~	
12火	上津役&香月支部役員会10:30~婦人部役員会 13:30~	
13水	無料法律相談 18:30~	
14木		東部支部役員会 19:00~/15日集金
15金		
16土		
17日	消費税大学習会/各界連総会	小倉民商 (オンライン)
18月	記帳相談会 13:30~	
19火		中黒崎支部役員会 19:00~
20水		
21木		
22金		
23土	全商連総会 神戸	
24日		

「独立開業」「労災加入」「消費税申告が分からない」 民商で全部解決 商売の悩みは民商まで！

4月16日、新年度最初の会員訪問を行い、役員・事務局7人が参加しました。

今年は全商連総会の年（5月に神戸市で開催）。「総会に向け会員・読者を増やそう。」と民商紹介リーフを手渡ししながら会員と対話し、拡大を訴えました。

当日は、役員・事務局員で組を作って11軒を訪問し、8人と対話。全商連が取り組んでいる「ホルムズ海峡封鎖等による影響緊急調査」もお願いしながら、拡大リーフレットで紹介を呼びかけました。

アンケートに答えたある会員は「仕入れ・材消費の高騰」や「仕入・資材の調達困難」に○（マル）をしており、物価高に加え、ホルムズ海峡の影響が追い打ちをかけている実態が浮き彫りになっています。

行動後の感想では「なかなか拡大が進まないが、毎月やっけていこう。」「若い会員に呼びかけていこう。」など話し合いました。



会員訪問後に訪問内容を報告する役員さん

前年度（2025年4月～2026年3月）は残念ながら会員・読者とも後退となりましたが、4月に入り3人が入会。「会員（家電販売）から独立して開業」した人、元会員で「消費税の申告が分からない」と来所した人などが入会しています。

“商売の悩みは民商まで”の声かけをよろしくお願いします。

事務局長 清水

【建設業許可をお持ちのみなさまへ・気になることはご相談を】

①営業所の住所や役員が変わった場合など、変更届の提出が必須です

（例）

商号の変更、営業所の変更、資本金の変更、役員の変更

②建設業許可を（子どもなどに）

引き継ぎたい

経營業務管理責任者や専任技術者の配置など細かな要件が必要になります。

お早めにご相談下さい



建設業のみなさまへ 【ご注意ください】

「事務所等労災」をご存じですか？

建設業に適用される労働保険は以下の3種類があります。

①工事現場の労災保険（原則、元請を行う事業場が加入します。）

②工事現場以外の事務所や作業場等（倉庫等）での労災保険
いわゆる「事務所等労災」

③雇用保険

※①の工事現場の労災保険では、工事とは無関係の事後の片付け、資材整理中の事故等に対する労災補償（保険給付）は出来ませんので、「事務所等労災」の加入が必要です。

・「事務所等労災」が必要となる例

①特定の工事現場に関係がない、資材置き場や倉庫などの片付け、整理作業、敷地内草刈り等（恒常的にある作業だけではなく、雨天時に現場作業ができない場合に行う作業がある場合も必要です。）

②事務所業務（営業・経理等）

※特定の工事に係る準備や資材の後片付け作業は、その作業の原因となった工事の元請事業場の労働保険番号での補償となるため、「事務所等労災」には該当しません。

また、通勤中の事故についても、当日の工事現場が明確であれば、自宅から作業場所までの往復行為中に起こった事故も「事務所等労災」には該当しません。

・ご注意ください

事務所等労災に加入しておらず、下記事例のように事務所等労災に該当する労災事故が発生した場合、下記のように保険給付に要した費用の100%又は40%を事業主から徴収します。（費用徴収）

【事例】

雨天時に現場作業（特定の工事に関係が無いもの）で使用するパイプの加工作業を資材置き場で行っていた際に、労働者が指を切断する事故が発生した。元請工事を行う際の労災保険には加入していたが、事務所等労災に加入していなかった為、その補償給付に必要な費用の100%又は40%の高額な費用を国から事業主に請求することとなった。

「事務所等労災」の保険料は高くありません。
加入希望・相談・確認の方は、民商までご連絡ください。

電話：093-641-2417